

納付月	令和3年									令和4年			年額合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
納期限	4/30 (金)	5/31 (月)	6/30 (水)	8/2 (月)	8/31 (火)	9/30 (木)	11/1 (月)	11/30 (火)	下記()内 のとおり	1/31 (月)	2/28 (月)	3/31 (木)	
個人市県民税 【普通徴収】 市民税課			1期		2期		3期			4期			円
軽自動車税 【種別割】 市民税課		全期											円
固定資産税 都市計画税 資産税課		1期		2期		3期			4期 (12/27)				円
国民健康保険料 【普通徴収】 保険年金課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分 (1/4)	1月分	2月分	3月分	円
後期高齢者医療保険料 【普通徴収】 保険年金課				7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分 (1/4)	1月分	2月分	3月分	円
介護保険料 【普通徴収】 高齢介護課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分 (1/4)	1月分	2月分	3月分	円
保育所等保育料 こども支援課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分 (1/4)	1月分	2月分	3月分	円
市営住宅使用料 駐車場使用料 建築住宅課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分 (1/4)	1月分	2月分	3月分	円
上・下水道料金 【集落排水使用料】 経営管理課	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分 (1/4)	11月分	12月分	1月分	円
公共下水道事業受益者 負担金・分担金 経営管理課			1期		2期		3期		4期 (12/27)				円
集落排水事業 受益者分担金 経営管理課			1期		2期		3期		4期 (12/27)				円
墓園管理料 環境政策課	全期												円
月合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

期限内納付にご協力をお願いします。

◎金融機関等での納付

- 十八親和銀行の国内全店
- 九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県を除く）
※ ゆうちょ銀行・郵便局では納期限を過ぎたものは取り扱いません。
- 西日本シティ銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、九州労働金庫
長崎県央農業協同組合、長崎西彼農業協同組合、JFマリンバンク九州信漁連の県内全店
- 諫早市役所本庁、各支所、各支所の出張所（大草出張所・伊木力出張所・田結出張所・小江深海出張所）

◎コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでの納付（金額が高額なものは納付できない場合があります）

- 次のコンビニエンスストアの国内全店及びスマートフォンアプリ
■MMK設置店 ■くらしハウス ■コミュニティ・ストア ■スリーエイト ■生活彩家 ■セイコーマート
■セブン-イレブン ■タイエー ■デイリーヤマザキ ■ニューヤマザキデイリーストア ■ハセガワストア
■ハマナスクラブ ■ファミリーマート ■ポプラ ■ミニストップ ■ヤマザキスペシャルパートナーショップ
■ヤマザキデイリーストア ■ローソン ■ローソンストア100 ■PayPay 請求書払い ■LINE Pay 請求書支払い
- コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付できる税・料
■墓園管理料を除く各科目の税・料及び奨学金償還金（※奨学金償還金はコンビニエンスストアのみ）
※納期限を過ぎたものは納付できない場合があります。

※納付できる金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリは変更となる場合があります。

【問合せ先】 諫早市役所 電話 22-1500(代) 各担当課